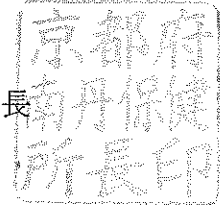


9南保環第118号の1  
平成29年2月24日

株式会社リールエステート  
代表取締役 坂本 大樹 様

京都府南丹保健所長



条例手続の終了について（通知）

下記事業計画について、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例（平成26年京都府条例第15号）に基づく手続が終了しましたので、同条例第15条第1項の規定により通知します。

なお、同条例第3条第2項の規定により、この通知を受けた日から2年を経過したときには、この通知を受けなかったものとみなされます。

記

1 産業廃棄物処理施設設置等の目的

がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずに限る。）を破碎し、路盤材及び生コンクリート用再生骨材を製造するため、破碎施設を設置する。

2 産業廃棄物処理施設設置等を行おうとする場所

京都府亀岡市東別院町小泉池ヶ谷1番、2番、2番の1、9番の一部

3 産業廃棄物処理施設等の処理方式及び処理する産業廃棄物の種類

破碎

がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずに限る。）

4 事業計画書提出年月日

平成27年10月1日

担当	環境衛生室 環境担当
電話	0771-62-4755